【中国におけるジェンダー統計】

中国におけるジェンダー統計の展開を,2007年4月の全国性別統計研究会議を中心に 紹介する。

10 中国におけるジェンダー統計の展開

10.1 中国の全国ジェンダー統計研究会議!

(中国、江西省南昌市、2007年4月27-28日)

秦 小傈2

はじめに

2007 年 4 月 27 日から 28 日にわたって、中国の江西省南昌市において、中国で初めての全国規模のジェンダー統計³研究会議(中国語:全国性別統計検討会議、以下研究会と略称)が開催された。この会議は、国務院(日本の内閣府に相当する)の婦女児童業務委員会、国家統計局の社会科学技術司(以下国家統計局と略称)と全国婦女連合会婦女研究所(以下婦女研究所と略称)が共同主催し、国連人口基金(UNFPA)と国連児童基金(UNICEF)の援助のもとで行われた。参加者は、主催者関連部署の指導者、国家発展改革委員会、衛生部、民政部、公安部(日本の警察庁に相当)、国家民族事務委員会、国家工商総局、新聞出版署、中国科学技術協会などの統計部署の責任者と担当者、各省、自治区、直轄市の婦女児童業務委員会事務所、統計局の担当者、国連人口基金と児童基金の関係者、中国社会科学院の専門家などで、120人ほどであった。会場は南昌市の江西飯店で、26日の夕食が顔合わせであり、28日の夕食はフェアウエル・パーティー的にアルコールも入って賑やかに行われた。

伊藤陽一会員は UNFPA のアドバイザー、国際的および日本のジェンダー統計についての 講師、杉橋やよい会員はサポートと研究交流、筆者は通訳、という形で参加した。UNFPA は中国でのジェンダー問題に関する国連諸機関の責任機関となっている。

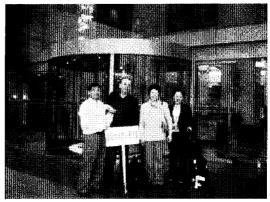
以下では、第一に、研究会開催の背景と日本側の参加の経緯、第二に、研究会の構成と 内容を簡単に紹介し、最後にこの研究会についてのコメントを示す。

¹ 経済統計学会ジェンダー統計研究部会ニュースレターNo.11(2007 年 8 月 31 日発行)から の転載

² 経済統計学会会員、新光証券勤務

³中国では、「gender」の中国語訳として、「社会性別」と「性別」という二つの言い方がある。それに沿って、「gender statistics」も「社会性別統計」と「性別統計」という二つの訳がある。昨年中国に訪問した際にも議論になったが、大部分のジェンダー研究者は、「sex」に当たる生物学的性別と区分するために、「gender」を「社会性別」と訳している。しかし、李小江をはじめ、一部の研究者はセックスを「性」、ジェンダーを「性別」に訳すべきだと主張している。今回の研究会の中で、「社会性別」という表現も出てきたが、「性別統計」という表現は圧倒的に多かった。後に紹介する譚の報告や婦女研究所が開発した総合指標に使われる詳細指標(ジェンダー予算や衛生施設等の普及率なども含まれている)から見れば、この「性別統計」は男女別の統計だけでなく、ジェンダー問題を彫りだし、その解決のための政策形成や政策評価に使われるジェンダー統計を指しているように思われるため、ここでは、「ジェンダー統計」に訳すことにした。





1. 研究会の開催の背景と日本側の参加経緯

(1) 研究会の開催の背景

研究会の開催背景として主に3点がある。

第一に、中国において教育、妊産婦の健康等についてのジェンダー問題は改善されてきたが、意思決定、出生性比などについての問題はむしろ悪化している。例えば、中国の出生性比は、1982 年には女子 100 に対して男子 108.5 であったが、2000 年には同 116.9 であり、不均衡化が進んでいる 4 。また、全国人民代表大会(国会に相当する)の代表に占める女性の割合は、1975 年に 22.6%でピークに達した後、21%程度に止まっており、2003 年には 20.2%までに減少した 5 。

第二に、このような問題を受け止め、中国政府は、調和社会⁶(中国語では和諧社会)作りという国の大方針の一部分に性別格差の是正を織り込んだ。とりわけ、以下の二つの出来事が今回の研究会のきっかけとなった。

① 2005年8月15日と16日に開催された第四回全国婦女児童業務会議において、温家

⁴ 2000 年の人口センサスの集計結果を収録した国務院人口普査弁公室、国家統計局人口和社会 科技統計司編(2002)による。

⁵ 国家統計局人口和社会科技統計司編(2004)による。

[&]quot;『中国共産党第十六回中央委員会第六回全体会議公報』によれば、調和社会の構築についての2020年までの目標と主要任務は、次のとおりである。①社会主義民主法制が一層完全になり、法律に基づいて国を治める方針を徹底し、人民の権益が着実に尊重され、補償されるようになる。②都市部と農村部、及び地域間の格差が順次なくなり、合理的な、秩序のある配分仕組みが形成され、世帯の財産の全般的な増加がはかられ、人民がより豊かな生活ができるようになる。③十分な就業が確保され、都市部と農村部の社会保障体系が基本的に整備される。④基本的な公共サービス体系が一層整備され、政府の管理、サービスレベルが大幅に高まる。⑤全民族の思想と道徳のレベル、科学文化のレベル、及び健康レベルが明らかに高まり、良好な道徳環境、調和的な人間関係がいっそう形成される。⑥全社会の創造的活力が強化され、創造力ある国が基本的に形成される。⑦社会管理体系が完全になり、社会秩序が良好になる。⑧資源の利用効率が明らかに高まり、生態環境が明らかに改善される。⑨十数億の人口がさらに高いレベルの小康社会(やや裕福な社会)を実現し、全国民が自分の能力を発揮し、適材適所がはかられ、調和が取れた環境で生活できる。

宝首相は女性と児童の発展、及び性差別の消滅の重要性を強調し、女性と児童の発展状況を国民経済と社会発展第十一回五ヵ年計画の中に組み入れ、婦女児童発展綱領の評価を真剣に行わなければならないと要請した。

② 2006 年 1 月に国務院が第 1 号文件⁷ 『国務院弁公庁による中国女性発展綱領と中国 児童発展綱領の性別重点指標目録の発布についての通知』を発布したことが挙げられる。 この文件の中で、ジェンダー統計の整備は、『中国女性発展綱領 (2001--2010 年)』の実施、 女性の発展にとって重要であると強調し、(i)人口、(ii)婚姻と家庭、(iii)意思決定、 (iv)健康、(v)教育、(vi)就業と社会保障、(vii)司法、(viii)その他という8項目、 64 の詳細統計指標を示し、各地域の関連政府部門にこれらの統計データの収集と報告、国 家統計局には関連統計の集計、分析、及び関連データベースの構築などを指示した。研究 会の目的の一つは、この文件の徹底を促進することとされている。

第三に、北京女性会議をはじめ、国際的影響などもある。

(2) 日本側の参加の経緯

日本側が参加するきっかけは、2006年に今回の研究会に参加した日本側のメンバーが中国へ訪問したことである。

伊藤会員が代表者である平成17年度科学研究費・基盤研究(C)「ジェンダー統計研究の一層の展開―①理論の深化、②地方自治体へ、③アジア・世界へ―」のプロジェクトの一環として、2006年6月15~21日に、伊藤陽一会員、杉橋やよい会員と筆者からなるプロジェクトの中国ジェンダー統計研究班は国家統計局、婦女研究所、北京大学ジェンダー研究所、人民大学を訪問した。この訪問は、日本側のジェンダー統計についての研究を中国に紹介するとともに、中国の女性の実情、ジェンダー統計についての考えなどを把握し、情報や意見を交換することで、両国のジェンダー統計の前進を図ることを目的としていた(訪問の経過や詳細はGSSニュースレター®の第8号を参照)。

この訪問は、上記の目的を果たしただけでなく、婦女研究所をはじめ、訪問先から日本のジェンダー統計の研究に対する関心を高めた。婦女研究所から独立行政法人国立女性教育会館・伊藤陽一共編『男女共同参画統計データブック 2006』(ぎょうせい、2006)(以下『データブック』と略す)を中国語に翻訳したいという要請までもらった【10-4 参照】。

日本側は『データブック』の版権の取得、翻訳の支援などのサポートをしながら、中国側は翻訳作業を進めたが、2006 年 9 月に、今回開催された研究会(当初は 07 年 1 月予定であったが、4 月に延期された)で、日本や国際のジェンダー統計の現状や発展状況などについて伊藤会員に講義してほしいという依頼が来た。伊藤はこの依頼を承諾し、前回の訪中メンバー全員が研究会に参加することになった。

2. 研究会の構成と内容

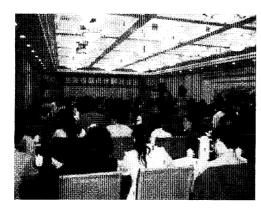
(1) 構成

⁷ 中国共産党中央委員会が通達する一番重要な政令にあたるものである。

⁸ 経済統計学会ジェンダー統計研究部会ニュースレターNo.8(2006 年 8 月 11 日発行)

研究会の初日(4月27日)には、9:00~10:00の開幕式で主催者とUNFPA、UNICEFの関係者によるスピーチの後、10:10~12:00に①婦女研究所の譚琳所長による「社会主義調和社会の構築とジェンダー主流化とジェンダー統計」、14:00~18:00には、②伊藤による「ジェンダー統計の国際動向」、③「日本における男女共同参画とジェンダー統計の発展」、④婦女研究所政策法規室の蒋永萍室長による「中国における男女平等と女性発展指標の研究と応用」、合計4つの報告がディスカッションと休憩を挟んで行われた。

二日目(4月28日)には、8:30~12:00に、婦女研究所の姜、蒋、賈と楊がそれぞれ、①「健康分野の性別指標の研究と応用」、②「教育分野の性別指標の研究と応用」、③「経済分野の性別指標の研究と応用」、④「性別平等と女性の発展環境の観測評価指標と統計」を報告し、14:00~16:00に、⑤伊藤が「ジェンダー統計―日本の経験」(当初用意報告。後述のように内容を変更)、⑥UNFPAの賈国平が「国連のミレニアム開発目標の評価と社会発展データベースの応用」、⑦中国社会科学院の鄭が「ジェンダー統計を用いて分析し、男女平等の進展と問題を示す」を報告し、16:00~17:10に、⑧民政部の統計担当者はが、民政に関するジェンダー統計の現状、改善された点と問題点を紹介し、⑨婦女連の「性別平等と女性発展指標の研究と応用」の陜西省、江蘇省、安徽省と河北省の研究チーム代表がそれぞれ地域の研究状況を紹介した。最後に、主催者と UNFPA、UNICEF の関係者がこれまでの報告やディスカッションについてコメントを示し、二日間にわたる研究会が幕を閉じた。





(2) 内容

研究会での報告と論議は、主に①ジェンダー主流化とジェンダー統計、②ジェンダー・センシティブ指標の開発と統計データの研究利用、③ジェンダー統計の国際的経験、④中国の統計関係部門の経験、という4つのテーマを巡って行われたとみることができる。以下ではテーマ毎に簡単に紹介する。

① ジェンダー主流化とジェンダー統計

研究会の議論の前提となるこのテーマについては、譚の報告一件のみである。譚は、北京会議、ミレニアム開発目標や、『世界の女性 2005』などの国際的到達水準を踏まえて、

ジェンダー統計の定義、必要性、進めるべき主体について次のように述べた。

第一に、ジェンダー統計とは、社会経済発展の変化を研究する方法、性別の視角から見た社会発展を反映する統計、性別された統計資料であり、男性と女性が社会の各領域における状況、進歩、問題をセンシティブに反映し、男性と女性が社会経済発展の中での地位、権利、役割と発展状況を反映する尺度である。

第二に、ジェンダー統計は、(i) ジェンダー主流化を進め、(ii) 中国の男性と女性が社会と家庭における差異を認識し、(iii) 各政策、計画やプロジェクトが男性と女性に与える異なる影響を分析、評価し、(iv) 性別の需要を発展政策、計画の設計、実施と評価などに織り込むために、必要である。

第三に、ジェンダー統計は人に関する統計であり、多くの部門の統計にわたるため、各 方面が協力して進めなければならない。すなわち、統計制度によって保障されたうえで、

- (i)政府側はジェンダー統計の徹底を決心し、各部門にジェンダー統計の作成を要求し、
- (ii)統計局、特に国家統計局が中心になって、会議を開いたり、関連書物を出版したり、ジェンダー統計のプランを立て、(iii)企業はジェンダー統計の生産に協力し、(iv)婦女連など NGO はジェンダー統計指標の計測と開発を行うことが必要である。
- ② ジェンダー・センシティブ指標の開発と統計データの研究利用

このテーマについて、6つの報告があり、2部分の内容に分かれる。

一つの内容は、社会科学院の鄭によるジェンダー統計に基づくジェンダー問題分析の経験の紹介であり、比較(同時期の男女の差、異なる時期の変化の差、及び地域間比較)の重要性、及びグループに分けることによって、異なるグループの差異を突出することの重要性が強調された。

もう一つの内容は婦女研究所が開発した「中国の性別平等と女性発展指標」の紹介であり、(i)指標全般の構築背景と概要、(ii)健康、(iii)教育、(iv)経済、(v)環境分野の詳細指標と総合指標の紹介という5つの報告を含む。以下では、これについて、筆者なりにまとめる。なお、この内容及び後に「④国内統計部門と地方の統計関係部門の経験」で言及する各地方における性別平等と女性発展指標の内容について、譚他(2006)により詳細に示されている。

指標構築の背景と原則 蒋によれば、系統的な、実用的な指標体系がないことは中国ジェンダー統計の発展の主な障害である。現時点では、中央政府は、経済発展、社会保障など多くの問題を抱えており、多くの分野の状況を把握しなければならないため、ジェンダー問題について、非常に限られている指標しか見られないのが実情である。そこで、婦女研究所は、各分野における性別の状況を総括にまとめた総合指標が必要だと考え、(i)性別センシティブ性、(ii)問題の重要性と代表性、(iii)比較可能性、(iv)資料の取得可能性、信頼度と安定性、(v)体系の完全性と系統性、を原則としてこの指標体系を考案した。

指標の種類 この指標体系は 5 種類の指標から構成される。すなわち、(i)性別の権利と利益を享受する状況、及びそこでの性別差異を反映する指標(例えば、性別の乳児死亡率と性比等)、(ii) 男性と女性が資源へのアクセス状況を表す指標(例えば、各レベルの意思決定者に占める女性の割合等)、(iii) 責任と待遇における性別平等の程度を示す指

標 (例えば女性の収入が男性の収入に占める割合等)、(iv) 女性のニーズが満足されている程度及び権益が保障されている程度を反映する指標(例えば妊産婦死亡率等)、(v) 男女平等と女性発展を保障する環境の確保と促進を示す指標(例えば政府が男女平等と女性発展に関する機関に投入した経費が GDP の増加に占める割合等)である。

指標の概要 この指標体系は図1に示されるように、総合指標の下に3層の指標がある。

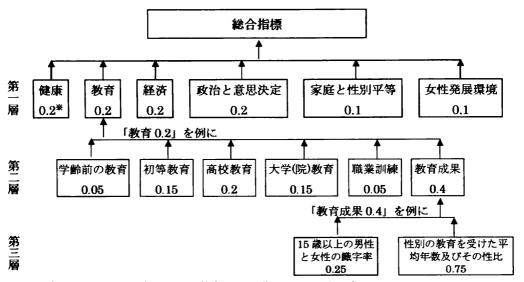


図1 中国の性別平等と女性発展指標

※注:各項目の下に記入されている数字はその項目のウェートである。

まず、男女平等と女性の発展状況を総合に表す総合指数は、第一層の(i)健康、(ii)教育、(iii)経済、(iv)政治と意思決定、(v)家庭と性別平等と(vi)女性発展環境という6つの大分野の分野別総合指数を加重平均することで計算される。すなわち、総合指数=0.2×健康指数+0.2×教育指数+0.2×経済指数+0.2×政治と意思決定指数+0.1×家庭と性別平等指数+0.1×女性発展環境指数、である。

次に、第一層の各分野別総合指数は第二層の小分野指数の加重平均である。例えば、教育分野総合指数は、(i)学齢前の教育、(ii)初等教育、(iii)高校教育、(iv)大学(院)教育、(v)職業訓練、(vi)教育成果という6つの小分野の総合指数によって計算される。

最後に、各小分野総合指数は第三層にある詳細指標の加重平均である。例えば、教育成果指数は、15歳以上の男性と女性の識字率×0.25と性別の教育を受けた平均年数及びその性比×0.75の合計である。

第三層の詳細指標は、健康分野に 6、教育分野に 11、経済分野に 10、政治と意思決定分野に 12、家庭と性別平等分野に 8、女性発展環境分野に 6、合計 53 個である。これら主に国家統計局や各関連政府部門の年度統計報告、人口センサス、人口標本調査、及びその他の全国規模の大規模標本調査などの政府統計に基づいて計算されている。また、ウェート

の大きさは婦女研究所が考える重要度によって決まる。

また、蒋によれば、この指標体系の構築において、関連ジェンダー問題を最も直接に反映するジェンダー統計の不足は最も大きな障害であった。そして、ジェンダー統計の不足の理由について、①未だ女性発展目標を本格的に国家発展の目標としていないこと、②既存の報告様式の不足、③統計担当者のジェンダー意識が弱いこと、④各政府部門や非政府部門の協力が不十分であることなどを挙げた。

③ ジェンダー統計の国際的経験

このテーマは、伊藤の「ジェンダー統計の国際動向」、「日本における男女共同参画とジェンダー統計の発展」と「ジェンダー統計―日本の経験」からなる。その内容の多くは、 日本において伊藤の書物などで紹介されているため、ここでは簡単な紹介に止める。

まず、「ジェンダー統計の国際動向」では、(i)ジェンダー統計の国際的発展経過、(ii)ジェンダー統計に関する重要問題の提起の経過と今後の課題、(iii)ジェンダー統計指標体系と複合指数 (UNDP のジェンダー・エンパワーメント尺度 (GEM: Gender Empowerment Measure)と世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数(GGI: Gender Gap Index))が紹介され、複合指数の特徴と問題点が指摘された。

次に、「日本における男女共同参画とジェンダー統計の発展」では、(i) 日本の男女平等の現状、背景、要因、及び日本資本主義のタイプと現在の諸問題、(ii)政府の政策、(iii)ジェンダー統計の発展経過、現状と今後の課題などが紹介された。

最後に、二日目の午後行われた「ジェンダー統計—日本の経験」に関しては、伊藤は、当初『データブック』の作成基礎、作業経過と方針、及びその成果と弱点などをノートとして用意していたが、一日目と二日目午前中までの報告と討議に応じて、報告内容を変更した。特に二日目の午前の討議で、(i)統計の生産における統計局と婦女児童業務委員会など部署の役割分担、(ii)統計生産の費用問題などについて、統計局、婦女児童業務委員会及び婦女研究所の担当者は厳しい状況にあることを指摘し、重慶市統計局副局長は伊藤にこれらの問題についての日本の現状と経験を紹介してほしいという要請も考慮してのことであった。伊藤は杉橋と秦のサポートのもとに、昼の休憩時間に新たな報告資料を作成し以下の5点について報告した。

(i)日本の統計制度と最近の動向。日本が分散型の統計制度であること、最近 60 年ぶりの大きな改革に着手しており、5 年ごとに統計計画を制定することなどが論議されている。『世界の女性-2005』では、統計法規の中にジェンダー統計の必要性をうたうことが提唱されているが、今回の統計法の改革ではそこまでは行っていない。(ii)統計部門とジェンダー統計との関係。予算を厳しく制限されている統計機関が、統計利用者の支持を受けて発展するためには、統計利用者に統計の重要性を理解してもらうことが必要であり、このためには、統計機関がジェンダー統計の充実や活用について、女性団体などの広い統計利用者と意見交換を深めることが大きな契機になる。(iii)ミクロデータの活用。ジェンダー統計からの要求等に統計機関が効率化をはかりながら応える方策は幾つかあるが、そのひとつがミクロ統計データの活用である。これは匿名化した調査個票(中国で例をあげれば、報告様式)を、統計利用者に提供するもので、1990年前後から国際的に進められている。

日本では 2000 年前後からわずかずつ進められている。統計機関に負担をかけることなく、詳細な分析に道を開くものである。(iv) 行政記録等からの統計の作成。日本を含め、先進国では、調査が難しくなっている。人口センサスを停止した国もある。届出など行政記録データから統計データを作ろう、という動きであり、これも国際的に注目されている新しい動きである。(v)「統計の品質」に関する国際的論議の広がり。報告者は、日本では、このテーマに、早くから取り組んでいる者の1人である。これまで、誤差と標本誤差などのみ論じられていた。現在の統計品質論は、多面的な論議になっており、統計の正確性以外に、入手可能性、分かりやすさなど、利用可能性を最大限に引き出そうとする論議と実践である。この統計の品質論の動きには、国際的なジェンダー統計運動の影響があると報告者は考えている。

④ 中国の統計関係部門の経験

このテーマは2部分に分かれ、5つの報告から構成される。一つの内容は、民政部におけるジェンダー統計の生産に関する紹介であり、もう一つの内容は、「中国の性別平等と女性発展指標」の陝西、江蘇、安徽、河北省研究チームの代表によるこの4つの地域の「性別平等と女性発展指標」の紹介であった。

まず、民政部のジェンダー統計の生産について、民政部の統計担当責任者何は、民政部でのジェンダー統計の生産歴史、現状と問題点を紹介した。

何によれば、民政部の業務統計指標は、1998年に性区分をもつように設計され始め、1999年に各レベルの民政部門に配布された。それによって、2000年から一部のジェンダー統計が生産されるようになり、2006年から人に関する統計はすべて性別されるようになった。今後はさらに性別の集計表を増やしていく方向である。

しかし一方で、何は、ジェンダー統計生産には障害が多いことも主張した。その最大の困難として、民政部の指導者と基層にある業務担当者ともジェンダー統計を重視していないことをあげた。この問題の解決方法について、何は、(i)ジェンダー統計の重要性の宣伝、特に婦女児童委員会と国家統計局による部の指導者層への影響、(ii)ジェンダー統計の最大限の活用、が必要であることを強調した。

次に、各地域の「性別平等と女性発展指標」に関して、地域によってジェンダー問題も 異なることから、各層の指標のウェートは異なるが、その構造は②で紹介した全国の「性 別平等と女性発展指標」と同じである。そのため、ここではその紹介を省略する。

終わりに

以上の紹介をふまえて、最後に幾つかの感想・コメントを記しておきたい。

第一に、今回の研究会の最大の特徴は、統計生産者、ジェンダー問題研究者、及び最高 意思決定層である国務院の婦女児童業務委員会の関連担当者と責任者が共に参加して、報 告、議論したことであり、そして、今回の研究会の開催は、中国政府、統計生産者と利用

⁹ 民政部は、国務院の下にあり、災害救助、救済、社会福祉(最低生活保障など)、婚姻登録・ 管理、行政区分などの主管部門である。

者が協力してジェンダー統計を進める体制を示しており、非常に重要な意義を持つと筆者 は考える。

2006年に国家統計局や婦女研究所などに訪問した際に、両者ともジェンダー統計を推進しようとしているが、互いの理解が十分でないと感じた。例えば、国家統計局側はジェンダー問題研究者がより積極的に必要なジェンダー統計を要請すべきだと主張したが、一方で、婦女研究所は、より多くのジェンダー統計を要請しているのに、統計関係者は十分に応じていないと主張していた。そこで、ジェンダー統計を進めるには、統計生産者と利用者の直接的な対話、特にその意思決定層を含めての対話が非常に重要だと感じたが、今回の研究会はまさにこの問題を解決する方向に向けての歩みを示す大きな機会であり、手段の一つであったといえる。

第二に、報告内容から見れば、以下の3つのことが心に強く残る。

- (1) 中国の性別データは日本よりも不足しているが、近年、女性発展綱領に沿って、ジェンダー統計を整備させる体制が整いつつあり、精力的な研究・作業が進められている。
- (2) 婦女研究所の30代中心の研究員の報告が、中央の決議や指令を引用しつつ、北京会議、ミレニアム開発目標や、『世界の女性2005』などの国際的到達水準を明示しており、中でも、譚所長の報告は国際動向を踏まえた内容となっていた。日本からの参加者は、日本でのジェンダー統計論議の際に、国際水準としておさえるべき主要な論点が明確に含まれており、そういった認識を持つ婦女連研究の指導部のもとで多くの若い研究者が作業を進めている点で、中国におけるジェンダー統計の今後の展開はかなりのものになるという点で意見が一致した。
- (3) 婦女研究所の性別指標体系について、統計品質、特に統計比較可能性、及び重要指標の選出、総合指標の算出に使用されるウェート、などに関する検証は必要であろうが、各分野の詳細指標を示すと同時に、総合指標を利用して総合評価するという試みは、ジェンダー格差のレベル及びその変化などを分かりやすく示し、ジェンダー問題、ジェンダー統計に対する政府や民衆の関心を引き寄せる可能性がある。

総じて、中国において、基礎にある性別のデータの不足、ジェンダー統計に関する研究の遅れなどの問題は存在するが、国務院、国家統計局と婦女連などの民間組織が協力してジェンダー統計を進める体制が強化されれば、中国のジェンダー統計が急速に発展する可能性は高い。今後も中国のジェンダー統計の発展体制と進展を見守っていきたい。

参考文献

譚他編(2006)『1995~2005年:中国性別平等と女性発展報告』社会科学文献出版社。

国家統計局人口和社会科技統計司編(2004), Women and Men in China Facts and Figures 2004 中国統計出版社。

国務院人口普查弁公室、国家統計局人口和社会科技統計司編(2002)『中国 2000 年人口普查 資料』中国統計出版社。 10.2

調和社会とジェンダー統計

全国婦女連婦女研究所 譚 琳

主な内容

- ◆ ジェンダー統計とは?(what)
- ◆ なぜジェンダー統計が必要?(whv)
- ⇒ ジェンダー統計は誰が作成し、誰が利用するか?(who)

ジェンダー統計とは?

- 性別された統計資料。
- 男性と女性の社会の各領域における状況、進歩、問題をセンシティブ に反映する。
- 中国のジェンダー統計は中国の国情に適しなければならない。制和社会の構築に貢献するジェンダー統計は、男性と女性が社会で共存、共同建設、共同享受する状況、及びその進歩と問題を反映しなければならない。

例:

7.1 「村委員会の委員における女性の割合」と「女性委員が存在する村委員 会の割合」

「各レベルの幹部における女性の割合」と「各レベルの公務員における 女性の割合」

ジェンダー統計の範囲

- · 健康(幼児死亡率、児童死亡率、妊産婦死亡率···)
- 教育 (識字率、各レベルの教育状況、各種類の職業訓練状況…)
- 経済参加及び受益状況(都市部・農村部における就業状況、報酬状況、産業別と職業別分布の状況、貧困状況…)
- 政治参加(政党、人民代表大会、政治協商会議、公共部門管理 部署への参加状況…)
- 婚姻と家庭(婚姻状況、結婚率、離婚率、家庭における時間配分、 避妊措置、家庭内暴力…)
- 女性の発展 (政府の投入状況、女性のNGOへの参加状況、社会環境の安全状況、自然環境の安全状況…)

ジェンダー統計の特徴

- 人(男性と女性)に関する統計
- 範囲が広い
- 関連部署が多い
- 多部署に跨っている
- ジェンダー平等の理念が先導
- 分野を跨る知識基礎

なぜジェンダー統計が必要?

- 統計の背景にある発展観念
- 「経済成長を中心とする発展」か、又は「人を中心とする持続可能な発展」か?
- 人を中心とする統計体系は、性別、年齢、階層、都市部・農村部など の差異や変化を表す必要がある。
- / 調和社会の構築には、男女の共存、共同建設、共同享受を客観的に 反映する必要がある。
- ジェンダー統計の背景にある女性観念(性別観念)
- 社会経済の発展は自然に女性の発展と男女平等をもたらすか(ジェンダー統計の由来)?
- 女性の発展と男女平等の弁証的な関係は?

なぜジェンダー統計が必要?

- 男性と女性の社会生活及び家庭生活における差異を理解、 認識するため
- 各発展政策、計画、プロジェクトが男性と女性に与える異なる影響を分析、評価するため
- 発展政策、企画、設計、実施、執行と評価に性別のニーズを織り込み、ジェンダー主流化を実現するため
- 社会発展のために性別のデータを提供する

例えば、『2006 社会の進歩(中国編)』、 国家統計局社 会と科学技術統計司 編

ジェンダー主流化について の中国的な理解

- ✓ まず、法律、政策、計画とプロジェクトについて決定を行う 前に、ジェンダー分析を行い、男性と女性に与える影響を 研究しなければならない。男性と女性に与える影響が不 平等になる結果であれば、誤った決定を避けるべきである。
- 次に、法律、政策、計画とプロジェクトが決定された後、定期的にその執行状況を点検し、政策が男性と女性にもたらした異なる影響を評価し、女性が直接的な受益者であることを保証しなければならない。このような点検はジェンダー統計に基づかなければならない。

「ジェンダー観点を意思決定の主流に織り込む」より (黄啓璪 『婦女研究論叢』1996年第3期)

なぜジェンダー統計が必要?

- 国際的視野:ジェンダー統計を発展させることは、 中国が履行すべき国際的義務であり、国際的公約 を果たし、ジェンダー主流化を推進するために必要である。
- 国内的視野:ジェンダー統計を発展させることは、 社会主義調和社会の構築、男女の共存、共同建 設、共同享受のために必要である。

ジェンダー統計を発展させることは、中国が 履行すべき国際的養務であり、国際的公約を 果たし、ジェンダー主流化を推進するために 必要である。

国際的共同認識

- 国連開発計画、国連児童基金、国連人口基金、国際保健機関、国際労働機関及び世級などの組織は、国や地域の開発程度と人権状況を考察する際に、参政、教育、就業や健康などの分野における男女差の縮小を重要な指標だと考えている。
- ジェンダー統計は世界に注目されている。
 (2007年4月20日の夜、Googleで「ジェンダー統計(gender statistics)」を検索してみたら、中国語 5.450,000件、英語 40.400,000件の検索結果があった。
- ●『世界の女性2005』のテーマは「統計における進展」となっている。
- ジェンダー統計の発展程度は、国と社会の統計制度の発展 の完全性だけでなく、文明の進歩をも示している。

「女性差別撤廃条約」(1979年)

- 国の完全な発展、世界の福祉と平和は、あらゆる分野において男女が平等の条件で 最大限に参加することを必要としている。
- 185ヶ国が締約し、「児童条約」の次に締約 国が多い国際人権条約の一つ。
- 中国が締約した初めての国際人権条約。
- 国連は女性差別撤廃委員会を設立。



中国政府が「女性差別撤廃条約」に 真剣に取り組むことを約束

- 中国政府は「条約」に真剣に取り込むことを約束し、82 年、89年、97年と03年に「執行状況報告」を提出したことは、各組織に評価されている。
- 2006年に、女性差別撤廃委員会は中国の報告を審査、 評価した際に、下記の中国における主問題を指摘した。
 - 1、法律には「差別」についての定義が不十分。
 - 2、執行報告には性別の統計データが不十分。
 - 3、参政、就業、農村女性の権利、及び出生性比について、依然として大きな問題がある。

第四回世界女性大会 (1995年、北京)





第四回世界女性大会が北京で開催され、男女平等を各発 展計画と政策の主流にすることが提示された。

90年代における開発問題に関する国際会議

- 1992年国連環境開発会議
- 1993年国連児童開発会議
- 1994年国連人口開発会議
- 1995年国連社会開発会議
-

上記の会議において、第四回女性会議と同じように男女平等、女性の発展及びジェンダー統計 の発展が強調された。

北京宣言と行動綱領の徹底

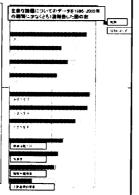
- 第四回世界女性会議では北京宣言と行動綱領を採択した。
- 118ヶ国は男女平等を実現するために国家行動計画を策定し、または行政指導を行った。
- 多くの国は、ジェンダー統計、ジェンダー分析、ジェンダー予算、及びジェンダー政策評価を強化し、ジェンダー主流化を図っている。



「1995-2003年の期間に性別に区分された国別政府統計を報告する各国の能力は区であった。このことは幾つかの基礎的な論題についての204少国・地域の報告によって説明にされる。図表とはそれらの論題についてのデータを1995-2003年の期間の少なくと11年に対して報告した国の数を図解している。」「国際的に準備された推計値と区別して、各国の政府統計に焦点を当てたことで、各国の政府被状々なジェンダー脱心事

て、各国の政府統計に集点を当てたことで、各国政府が様々なジェンダー関心等 項に取り組むためにどの程度統計を作成できるかが明らかになった。そうする ことにより、本書は、各国政府に対して、 進度を評価し欠落部分を特定し、そして 政策形成と事業計画・評価のために必 要なジェンダー統計の各国の取集と提 供き改善する戦略を設計する手段を提 供する。」

『世界の女性2005 統計における進展』より



15

北京宣言と行動網領の徹底

例えば女性の参政について、

- 2005年に39ヶ国の議会選挙が行われた。その内、女性議員の比率が30%を超えた国は20ヶ国であり、女性議長が存在する国は27カ国であった。
- 北欧の議会における女性議員の比率が最も高く、平均して40%である。そのうち、スウェーデン45.3%、ノルウェー37.9%、フィンランド37.5%。
- 世界女性会議後、アフリカにおける女性の参政の進展が速かった。女性議員比率を例にすると、ルワンダ48.8%、モザンビーク34.8%、南アフリカ32.8%、タンザニア30.4%、いずれも国連が要求している30%を上回っている。

北京宣言と行動綱領の徹底の状況の評価

- ──国連女性開発基金が採用している3つの中核指標
- 非農業部門雇用者に占める女性の比率(目標:45%以上) 中国都市部における雇用者に占める女性の比率は38%。
- 議会における女性議員の比率(目標:30%以上)
 中国第十回人民代表大会の代表に占める女性の比率は20.2%であり、第九回人民代表大会と比較して1.6%ペントも下がった。この指標についての世界ランキングでは、1994年12位、2000年42位、2006年48位。(第十一回人民代表大会では22%を要求している)
- 女性の高校入学率(基準:95%以上)
 2000年関連部署の行政記録データでは65.1%。

国連は、これらのデータに基づいて、中国が「行動綱領」で示された女性の権利と男女平等に関する基本指標を達成するためには、まだ大きな努力が必要である、と考えている。

基本国策を実施し、国際的条約を履行す 国務院女性児童業務委員会を 1990**£**E 中国女性祭房編纂 (2001-2010年) 按立 1992年 全国人民代表大会常務委員会が 「女性権益保障法」を発布、実施 担心巨女在原籍委 1995年 国務院が「中国女性発展網要1995-2000」を発布、実施 2001年 国務院が「中国女性発展網要2001-2010 」を発布、実施 「女性権益保障法」の修正版が全国 2005年 人民代表大会常務委員会で採決 「中国女性発展網要と中国児童発 展欄要の性別重点指標目標につい

『国連ミレニアム開発目標』(2000年)

- 1. 極度の貧困と飢餓の撲滅
- 2. 小学校教育の普及
- 3. ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上
- 4. 幼児死亡率の削減
- 5. 妊産婦の健康の改善
- 6. HIV/エイズ、マラリアその他疾病の蔓延防止
- 7. 環境の持続可能性の確保
- 8. 開発のためのグローバル・パートナーシップの 推進

国連が2003年に発行した『中国のミレニアム目標進展報告』に、中国には3つの目標が難航している、と指摘している。その1つは「男女格差が拡大しており、女性の発展は男性より遅れている」である。



ての国務院事務庁の通知」

中国实施手年发展目标

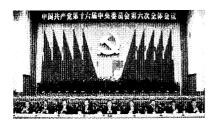
進展情况 2003

(48)

ジェンダー統計を発展させることは、社会主義調和社会の構築、男女の共存、 共同建設、共同享受のために必要である。

社会主義調和社会を構築する

社会主義調和社会とは、民主と法治、 公平、正義、信用、友愛を備え、活力 に満ち、安定して秩序があり、人間と自 然が協調して付き合う社会のことであ る。



社会全体において、栄辱を知り、正気を重んじ、 調和を促進する風潮を形成し、男女平等で、年 寄りを尊敬し、子供を愛護し、貧困な者や困難な状 況にある者を救助し、礼儀を尽くして譲り合い、寛 容な人間関係を形成する。

女性発展綱要と児童発展綱要は、中国で調和社会を構築し、男女の共存、共同建設、 共同享受を促進するための計画である。

- 共存(出生性比、妊産婦死亡率、性別の 乳幼児死亡率、児童死 亡率、5歳以下の低体重児の比率など)
- ◆ 共同建設(性別の都市部就業者、産業別就業者、都市部失業者、職務、分野、企業類型別の専門技術者、新規公務員、各意思決定機関の職員、企業の首脳、自営業主、村委員会委員、党員、人民代表大会代表、政治協商会議の委員、裁判官、検査官の数…)
- ◆ 共同享受(性別の各教育レベルの入学率、各種職業訓練への参加率、産業別の都市部企業の平均賃金、基本養老保険(医療保険、失業保険、労災保険、出産育児保険)への加入者数…)

温家宝総理は2005年の第四回婦女児童業務会議で下記のことを強調した。

- 各レベルの政府は、女性と児童の権益の保障を、 改革と法律に基づく行政運営のための重要任務 だと考えなければならない。
- ◆ 女性と児童に関する事業を国民経済と社会発展 計画に織り込まなければならない。
- 女性と児童の発展状況を経済と社会の発展、及び政府業務の重要指標だと考えなければならない。

呉儀さんは「事実に基づいて真実を求め、統計による 測定を強化、改善し、二つの綱要の実施・進展状況を より正確に反映しなければならない」と要求している。

- 既存業務をもとに、専門家を組織して、女性発展綱要と 児童発展綱要の目標と統計測定指標について研究、分析し、二つの綱要の統計測定指標体系を修正し、完全 にする。
- 低すぎるか、高すぎる目標を調整しなければならない。
- 目標から外れており、目標の進展状況を正確に反映できない指標を更新する。
- 通常の行政記録から得られない重要指標を追加する。
- ジェンダー統計に関する重点指標を順次国家統計制度 に組み入れる。
- 各部署の統計の連結を強化する。

誰がジェンダー統計を作成(利用)するか?(who)

- ジェンダー統計を発展させるためには、制度による保障 だけでなく、公共部門、企業とNGOの共同の努力が必要 である。
- 各レベルの政府、とりわけ中央政府の決心と要求(「中国女性 発展綱要と中国児童発展綱要の性別重点指標目標についての国務院 事務庁の通知」)
- 各レベルの統計機関、とりわけ国家統計局の努力(ジェンダー 統計の枠組みとガイドラインを制定し、専門会議を開き、関連統計資料を 出版)
- 各公共部門、とりわけ各政府部署が率先して実行(当該部署の性別統計を作成し、性別のデータに基づいて関連政策とプロジェクトをジェンダー公式に表し、ジェンダー平等を公共管理の意思決定と公共サービスに繰り込む)
- ジェンダー的観点を統計システムに主流化(データ収集のガイド ライン、計画、方法の制定から統計の結果表示まで全てのプロセス)

誰がジェンダー統計を作成(利用)するか?(who)

- 企業は政府の要求と法律に基づいて、性別のデータを提供 しなければならない(性別のデータを利用して現代的人的資源管理 及び市場開発を行う)
- ✓ NGOの多様な努力(ジェンダー統計指標の研究と開発、ジェンダー統計の基づく研究、測定や評価など)
- 上記各関連部署と組織の交流と協力。

ジェンダー統計業務の改善の鍵

--- 『世界の女性2005 統計における進展』より

国家統計システムの強化

「各国レベルでジェンダー統計を開発し改善するために、信頼でき適時な基礎統計を作成する能力が存在しなければならない。低開発地域に属する多くの国では、そうはなっていない。国家統計局から初めて国家統計システムを強化することが要求される状況である。」

統計作成のあらゆる面においてジェンダーを主角化する

「ジェンダー的観点を国家就計システムに主流化することは組織的である必要がある。すなわち、データ取集のための概念および方法の開発から軸果の表示まで、統計作成のあらゆる面で実施される必要がある。この試みは、国家統計局内だけでなく他の番行における統計サービス、および行政部候データを提供するあらゆる機関におけるあらゆるレベルで政治的意思を必要とする。)

概念及び方法の制定と改善

「閻際・地域的な組織・機関、幽家統計局、および学術・研究機関の関の協働を推 進する」

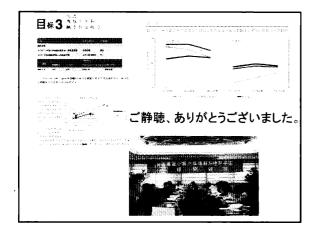
ジェンダー統計業務の改善

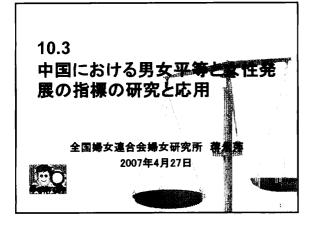
――男女平等主流化を推進するための鍵

ここで男女平等の重要性を強調しているのは、私が女性だから、あるいはフェミニストだからではなく、私が開発と公共健康分野の専門家だからです。

一国連人口基金の全事務総長ナフィス・サディック が2004年の国際人口開発会議での発言。

•





一、指標の研究と応用の背景

■ 中国共産党十六回全国代表大会後、「男女 平等と女性発展を国の社会経済発展計画に 織り込み、小康社会の全面的な構築の基本 目標とする」ということは次第に政府の意思 決定者と社会の各分野の者に受け入れられ るようになった。

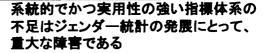
温家宝総理は第四回婦女児童業務会議で下記のことを明確に強調した

女性と児童の発展を国民経済と社会発展の計画に織り込まなければならない。女性と児童の発展状況の指標を経済と社会の発展、 及び政府業務の重要指標だと考えなければならない。

第十一回五年計画の綱要の中に女性発展 に関する主要目標が織り込まれた。 女性発展を社会発展の基本目標にする 課題が実現された後、中国の国情に適合 し、目標の実現状況を反映できる基本指標と指標体系の構築、及び国と地域別の 男女平等と女性発展の状況の点検と評価 は緊急な課題になる。

研究の意義

- 男女平等と女性発展は小康社会の全面的な構築 及び社会主義調和社会の構築に含まれるべき重要 内容である。 ◀
- 男女平等と女性発展を小康社会構築の目標とすることは中国の女性運動と男女平等事業の発展の必然的な要求である。無視一専門化一主流化
- 指標体系の構築は、男女平等という基本国策の徴 底及び男女平等主流化のために必要であり、有効 な手段である。
- 男女平等と女性発展に関する指標は女性発展戦略 の制定と実施にとって必要である。



- 中国は1980年代後半からジェンダー統計データの 生産と公表を開始した。 Ţ
- 1995年から女性発展網要の目標に対する統計モニ タリングが展開された。
- しかし、男女平等と女性発展に関する指揮について の系統的な研究と応用は遅れていた。
- ジェンダー統計は、男女平等と女性発展を評価するための基礎である。明確な目標と指標が存在しなければ、男女平等を円滑にモニタリングし、急速に発展させることはできない。



指標の研究と応用の目的

- ・中国の国情に適した指標体系、中核指標と総合評価指数を研究・開発し、男女平等と女性発展の目標のモニタリング、ジェンダー主流化の推進、及びジェンダー統計の完全化を支援する。
 - 系統的なモニタリング評価と分野別のモニタリング評価
 - ・社会発展の基本目標の1つとして評価
- 男女平等と女性発展指標の応用と宣伝を通じて、 社会、とりわけ各レベルの政府指導者が中国の男 女平等と女性発展を注目し、関連問題の解決に努 めることを促進する。

研究方法についての注意点

- 国内外の男女平等指標についての研究の経験と最新成果を吸収し、参考にした。
- 中国の男女平等における重要問題と顕著な 問題を認識、把握するように努めた。
- 研究、応用と宣伝の緊密な結合を重視する。



二、男女平等と女性発展について の指標の枠組み

男女平等と女性発展は、互いに実現されるための条件であり、互いに促進されるものであり、弁証的に統一されている。「男女平等」は権利、機会、責任と評価における男女平等を強調している。「女性発展」は、女性が各分野における状況の改善を指しており、男女平等と女性発展のために採用された種種的な措置をも含む。男女平等は女性発展を基礎としており、女性発展は男女平等を前提としている。

男女平等と女性発展が社会と生活の各分野に跨っているため、その測定とモニタリングは、現在と今後の男女平等と女性発展にとって重要な意義を持つ社会生活分野をカバーしなければならない。

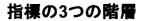
男女平等と女性発展指標体系の構成

- **健康分野**
- . 教育分野
- 経済分野
- 政治と意思決定分野
- 家庭分野
- 男女平等と女性発展 の社会環境

上の4つの分野は1970年代 以来国内外で注目されてい る分野である。

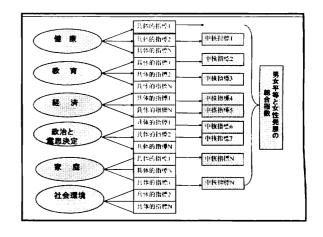
家庭内役割分担と家庭資源 の配分状況は社会での男女 平等を制約する。

環境分野の指標は、国と政 府が男女平等に対する制度 保障と支援の程度を反映し ている。その意義はますます 多くの者に認識されている。



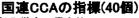
指標体系

- ■健康、教育、経済、政治と意思決定、家庭、社会 環境という6つの分野から構成される。
- ,中核指標
 - ■健康、教育、経済、政治と意思決定という4つの 分野の5-8の重点指標から構成される。
- **,総合評価指数**
 - 申核指標又は各分野の総合評価指載から計算される。



重点指標の選択

- 各分野に複数の具体的指標を設け、基本問題、優先問題、 顕著な問題と注意すべき問題を測定、エニタリングする。
- 各具体的な問題について、異なる角度から観察することが可能である。例えば、初等教育での男女平等について、性別の入学率、退学率、継続率及び各レベルの教育の性比などは、非常に重要な指標である。
- 長い指標リストを作成することはできるが、継続的なモニタリング指標の数が限られるので、重要かつ代表的なもので、経済指標分野のGDPのように成功に使用、理解されるものでなければならない。
- 各分野の重点指標研究報告の後ろにその他参考指標リストを付している(例えば、経済分野には40弱の指標がある)。
 「場面」
 「場面」



- 中学校(高校)入学率の男女比
- 非農業部門有償労働従事者に占める女性の比率
- 議会の女性議席

国連のミレニアム開発目標の評価指標(48個)

- 小学校、中学校と大学教育を受けている男性と女性の 比率
- * 15-24歳の男性と女性の識字率
- 非農業部門就業者に占める女性の比率
- 国会の女性議席





Salari S

指標の種類と構造

■ 第一類、性別の権益を享受する状況とそれにおける性差を 反映する指標。

及映9 6相保。 主に権益を享受する比率と性比で表示される。数値が1.0又は100である場合、男女平等を意味する。例えば、男性と女性それぞれの15歳以上人口の譲字率と性比、男性と女性の飲業者に占める非農業部門就業者の比率と性比、性別の乳児死亡率と性比等。

このような指揮は事実上複合指揮である。その設計は、男女 平等と女性発展についての指標体系理論を踏まえており、 資源の事要における性差とともに女性が資源へのアクセス の実際水準をともに示すことを目的としている。このような考 女平等と女性発展状況の格差が大きい各地域での男 女平等と女性発展状況を認識、評価するには重大な意義を 持っており、平等を重視するが発展を軽視するか、発展を重 視するが平等を軽視する問題を防ぐことができる。

指標の種類と構造

- 第二類、男性と女性が資源へのアクセス状況を表す損傷。 主に女性が男女全体に占める割合(比率)で表示される。数値が0.50又は50である場合、男女平等を意味する。例えば、各レベルの専門技術者に占める女性の割合や各レベルの意思決定者に占める女性の割合等。
- 第三類、責任と待遇における男女平等の程度を示す指標。 主に性別比率(男性100に対して女性の数)で表示される。 数値が100k又は100である場合、男女平等を意味する。例えば、女性の収入が男性の収入に対する比率、家事労働時間と余暇時間の性別比率等。



指標の種類と構造

- 第四類、女性のニーズが満足されている程度及び権益が保障されている程度を反映する指標。
 - れている程度を反映する指標。 その大多数は女性の生理的特徴に関する女性機関の保障状況。 を反映するものである。例えば妊産婦死亡率、婦人病の検査率、 女性に対する性的侵害の発生率等。これらの指標は、男性と比較 しての指標ではないが、女性の生存を発展におけるニーズと制限 を明らかにしており、女性の生存・発展の基本的権利。性別役割 分担と地位に対する国、政府、コミュニティと家庭による認識と態 度に直接的に影響される。
- 第五類、男女平等と女性発展を保障する環境の確保と促進を示す指標。

その大多數は、国、政府と社会が男女平等と女性発展を推進するために何らかの投入や行動を行っているか否かを示す指標である。例えば、政府が男女平等と女性発展に関する機関に投入した。 ののでは、政府が男女平等と女性発展に関する機関に投入した。 は、政府が男女平等と女性発展に関する機関に投入した。 は、政府が男女平等となり、農村部における水道水と衛生トイレの普及率等。

指標構築の原則

- ジェンダーセンシティブ性。
 - 性別差異に注目し、資源へのアクセス機会において、男女がそれぞれ相対的に優位であるか又は不利であるかを認識し、反映する。
- 反映する問題の重要性と代表性。
- 比較可能性。
- 資料の取得可能性、信憑性と安定性。
- 体系の完全性と系統性。

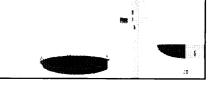


三、指標の応用:中国全体及び各地の 男女平等と女性発展状況の評価

- 指標の研究に基づく
- 1995と2000-2004年のデータを利用する
- 主に政府の年度統計報告、人口センサスと 人口サンプル調査及び他の全国的な大規模 なサンプル調査の結果に基づく。
- データの取得可能性と信憑性への配慮から、 ほかの研究で使われているよりジェンダーセンシティブな指標を今回の評価には使用しなかった。

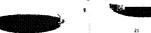
評価の方法(総合評価)

- と異なる種類の指標を標準化した。
- ▶方向性が異なる指標を同一方向に処理した。
- ▶単一の指標にウェートをかけて分野別の指数 と男女平等と女性発展総合指数を計算した。



評価基準

- 評価する際に、個別の指標を除き、真の男女 平等と女性のニーズが十分に満足されてい ることを基準としている。すなわち、男女が権 益と資源の享受において差がない場合、100 点とする。
- 総合指数ランキング上位を占めていても、理想的な状態に達していなければ、男女平等と女性発展をさらに推進する必要がある。



主な発見と基本的結論

- 中国の社会経済の速やかな発展とともに男 女平等と女性発展を促進する業務の結果も 現れているため、男女平等と女性発展は比 較的速く進んでいる。2004年、全国総合指数 は68.23点、2000年と比較して2.12点上昇した。
- 2000年と比較して、2004年に、程度は異なるが、全ての分野の男女平等と女性発展指数が上昇した。そのうち、上昇幅が最も大きい分野は社会環境と教育であり、それぞれ5.45点と4.28点上昇した。

各分野の男女平等と女性発展指数 と総合指数

	健康指数	教育指數	经济指数	政治和决	家庭指数	环。指数	/ 合指的
20004			\ 71.20	40.08		57.95	nn. 11
2004年	80.13	82. 32	72.83	10.00	7 _{67.01}	63, 40	68, 23
変化	1.3	4. 48	1.63	0, 58		5.45	$\sqrt{2.12}$

注:2000年の家庭分野の間道データがないため、2000年の総合指数を計算する際に、2004年の家庭分野の間道データを利用した。

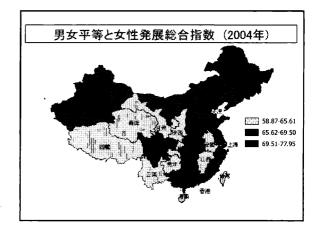
6分野の発展水準の差が大きい

- 教育と健康分野の指数はそれぞれ82.32点と 80.13点に達しており、ほかの分野を上回って いる。
- 経済、家庭と環境分野の指数は60歳以上である。
- しかし、政治と意思決定分野においては、男 女平等と女性発展状況を改善する余地がま だ大きい。



男女平等と女性発展における地域格差

- 2004年、北京の総合指数は77.95点で金書の 首位であった。その次、上海と天津の点数が 高く、70点以上であった。
- 最上位と最下位の地域の総合指数の差は 19.08である。
- 2000年と比較して、2004年に、程度は異なるが、全ての地域の総合指数が上昇した。そのうち、上昇幅が最も大きいのはチベットと貴州である。



総合指数の順位と一人当たりGDPの順位には簡単な相関関係がない

- 一人当たりGDPが比較的低い10地域における男女平 等と女性発展総合指数の原位も下から10位程度で あった。
- 一人当たりGDPが16,000元以上の9地域。男女平等と 女性発展総合指数の順位が10位以下である地域も存 在する。(駅者注:2008年1月15日現在16,000元は20-21万円)
- 一人当たりGDPの順位は中間にあるが、男女平等と女 性発展総合指数は上位にある地域も存在する。
- ■「経済発展は必然的に男女平等をもたらすことはない」 という共同認識を裏付けた。
- 男女平等意識を経済社会発展に織り込まなければ、 男女平等と女性発展の状況は改善されない。

指標の応用: 男女平等に関する重点問題 の現状と変化の説明と分析

- 取得可能なデータ(統計データ、調査結果)によって反映される男女平等と女性発展状況について説明・分析し、意思決定者と大衆が中国の男女平等状況について量的に感性的に認識できるようにする。
- 現状:全国、地域間比較
- 変化:全国、地域間比較
- 出所の異なるデータを利用して補完的に説明する。

顕著な進歩を示した分野

■ 健康分野:

妊産婦死亡率は、1995年の61.9/10万から2004年 の48.3/10万に低下し、明らかな低下を見せている。

■ 経済分野:

各レベルと各種類の専門技術者に占める女性の割合は一貫して上昇しており、2004年に43.3%に達した。 15年前のこの割合はわずか35.3%であった。

政治と意思決定分野:

地(庁)級幹部に占める女性の割合は、比較的速やかに増加しており、1995年の8.1%から2004年の 12.6%に上昇した。(教者注:地(庁)級幹部とは大体、市長、副市 長レベルの幹部である。(

分析例: 女性の失業及び男性との比較

- 失業率は労働力が活用されていない程度の尺度であり、男女の失業率の比率は労働力市場における不平等と試験における性差別を示す指標である。調査失業率
- ・ 利用可能な2つの代替指揮のいずれにも不足点と欠点がある。人 ロセンサスによる失業率は低くなっており、速解性がない。都市部 登録失業率については、女性の関連データは男性以上に不足して いる。
- 人口センサスの結果によれば、女性の失業率は男性以上に高い。 1895年、全国平均の失業率は、女性2.4%、男性2.1%、女性の失業率は男性の1.19倍であった。2000年の女性失業率は3.7%、1985年と比較して1.6㎡イント上昇し、男性の1.06倍となった。男女登は1995年と比較して縮小した。
- に取して無小した。 ■ 2000~2004年の5年間、全国平均の都市部登録失業者に占める女性の割合は、50%程度であり、都市部雇用者に占める女性の割合 (38%)と都市部就業者に占める女性の割合(43%)と比較して高い。 れは、女性が男性以上に失業のリスクを受けていることを意味する。

30

失業における性別差異の地域比較

- 1990年と比較して、2000年に、新疆、海南と貴州以外の地域では、女性の失業率は明らかに上昇している。2000年、女性の失業率が8%以上である地域は遼寧、天澤北上帝と無龍江であり、この4地域において、女性の失業率は男性よりも 高い。
- 2004年、多くの地域において、都市部登録失業者に占める 女性の割合は依然として都市部就集者と都市部雇用者に 占める女性の割合を上回っている。中でも、遼寧とベット の当該割合は88.8%と88.5%となっており、非常に高い。 2004年、

失業と就業は高い相関を持っているので、総合指数を計算する際に 2000年の都市部就業者に占める女性の割合(43%)を都市部登録失業者における性差の判断基準とした(失業ジェンダー指数=43/女性の割合)。 失業ジェンダー指数は、43%以下であれば、都市部において男女の失業 と就業が比較的知識にあった。 以上に厳しい、ということを示す。 と就業が比較的均衡であり、43%以上であれば、女性の失業問題が男性

注意事項

- 男女平等と女性発展についての総合評価は、。 中国では初の実験であり、まだ研究、発展の 過程の中である。
- 評価の結果は、指標の選択方法、ウェートの 決定、計算方法、データの取得可能性と信憑 性などの要素に制約される。
- 認識の深化と各条件の改善によって。 男女 平等と女性発展の評価指標体系と評価方法 は次第に整備されるだろう。 ĊL.

四、性別の統計データの取得可能性 と信憑性についての研究

- 取得可能性は指標選択の重要な原則である。
- 現場で調査・研究して統計の生産過程を把握する。
 - 乳児と5歳以下幼児の死亡率
 - 企業の首脳・自営業主に占める女性の割合
- 統計データの品質と信憑性について検討する。
 - 婦人病の検査率(分母は何にするか)
 - 出産・育児保険の加入率
- データの正確性は政策と官僚の業績評価によって一 定程度影響される。(訳者注:中国では統計は官僚の業績評価の根拠。 になるため、業績を良く見せるためのデータ改竄が恐れられる。)

■ 出生性比

不足しているジェンダー統計指標

健康: (8つの指標中4つの指標が不足している)

乳児死亡率 5歳以下幼児の死亡率

HIV/AIDS患者に占める女性の割合(年齢別)

性感染症患者に占める女性の割合

教育:性別の小学/中学校/高校/大学の入学率 経済: (10つの指標中5つの指標が不足している)

夺级失業率

収入 基本保険(養老保険、医療保険、失業保険、労災保険、出産育児保険)

HAT THE

企業の首脳/自営業主(年次)

政治参加と意思決定: (10つの指標が全て存在する)

家庭: 人口センサスの結果から大多数のデータを得るこ

パできるが、 年次別のデータが非常に少ない。

の就業率) 家庭内暴力、家庭内役割分担(0~6歳児を持つ男

10 Mar 19

原因についての分析

- 女性発展目標が国家発展目標に織り込まれていないか国家発展目標と十分に結合できていないこと、統計制度改革において優先的に勘案されにくいこと、及び既存報告様式に不足があること。
- 経済と政府部門の業績を中心とする伝統に制限さ れている。
- 統計専門部署とその従事者のジェンダー意識が弱
- 統計の生産者と利用者・研究機構との協力が、制度化されておらず、不十分である。

ì

改善方向の提起

- 認識の深化
- 各政府部門や非政府部門の協力の強化
- 統計業務構造におけるジェンダー主流化
 - 新たな指標枠組みを構築し、既存の指標を再検討、改善する。
 - 特定問題調査を改善する。例えば、非正規職業、家庭内 暴力、時間の利用状況などについて。
 - 統計調査の性区分状況を審査し、指標やデータの収集 方法を検討する。
- 性別の情報を含む現場の統計台帳、基礎統計報告 様式及び統計技術とツールの進歩は、ジェンダー 統計の改善の可能性を提供する。



成果と所見

- ■「性別の比較を対象とする研究はジェンダー研究とは限らない」、「性別の統計はジェンダー統計とは限らない」と同じように、いわゆる「男女平等」や「女性発展」についての指標はジェンダー・センシティブな指標とは限らない。
- - 収入における性差の計測

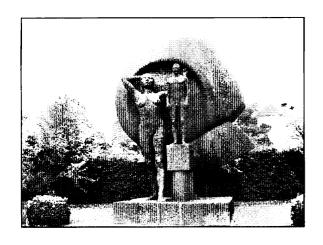
同一労働同一報酬

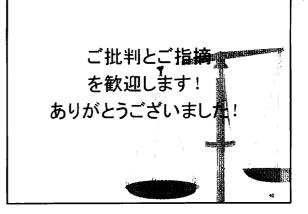


- プロジェクトの研究成果:
- ■中国男女平等と女性発展指標の研究と応用
- ジェンダーセンシティブ指標: 国際的な視角と 経験
- ■『男女共同参画統計データブック日本の女性 と男性 2006』の中国語訳

上記のものはこれから出版される予定です。 ご指摘をお待ちしております。







10.4 NWEC·伊藤陽一編『男女共同参画統計データブック2006』の中国語訳出版¹ (2007年9月)



経済統計学会ジェンダー統計部会会員も編集・執筆した『男女共同参画統計データブック 2006』の中国語訳が2007年9月に出版されました。

これは、2005-6年度の科学研究費プロジェクト「ジェンダー統計研究の一層の展開―地方自治体へ、アジア・世界へ―」 (代表:伊藤陽一)が目的の1つとして狙った日中間のジェンダー統計の研究交流の過程で、中国側から打診があり、プロジェクトの日本側チームの秦小リツ会員が自ら翻訳者の1人となって進められた作業の成果です。

伊藤陽一,杉橋やよい、秦小リツの3人が2006年6月に訪中し、国家統計局、北京大学、人民大学、中国全国婦女連研究所などで情報・意見交換と研究会を行ったときに、婦女連研究所において翻訳の話が持ち上がりました。その後、07年4月下旬に中国で政府の関連諸機関が参加した全国性別統計研修会が南昌で行われた際に、上記3人が再度訪中し、伊藤会員がUNFPAのアドバイザーという資格で講師を勤めましたが、このときに簡易製本の見本刷りが参加者に配布されました(上記2回にわたる日中交流、研究会の詳細は、GSSニュースレターNo.8と11を参照)。その後、内容の検討が更に進められて、今回の完成となったものです。

¹ 経済統計学会ジェンダー統計研究部会ニュースレターNo.12(2007 年 12 月 20 日)から転載